

北海道行政書士会札幌支部

お役立ちハンドブック



令和2年改訂版

はじめに

札幌支部会員の皆様

日頃から支部会務事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

この度、札幌支部紹介小冊子の第2版を発行することになりました。この小冊子作成は一人の新人理事の提案から始まりました。新入会員の方々はじめ支部会員皆様に札幌支部を紹介する良い機会になると考え、小冊子作成特別チームを編成し、現状の札幌支部事業内容・執行部の構成・事務局の業務等をこの小冊子にまとめ発行に至りました。

さて、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響下、会員皆様へは、書面決議による支部総会、研修事業や会員親睦事業の延期・中止で多大なご心配とご迷惑をおかけいたしております。

WITH コロナ時代に生きるため、新しい生活スタイル・新しい働き方スタイルが、政府・行政機関から提案がなされています。支部においても、会員の皆様からご心配されている今後の支部事業について、各部長を中心に知恵を出し合い、今出来る最良の新しい会務スタイル、事業内容を検討している最中です。コロナ終息時には今努力しているものが支部の新しい力となると強く信じています。

最後に、早急の新型コロナワクチン開発成功を心から祈りますと共に、この小冊子作成に携わった理事の皆様へ感謝申し上げます。

令和2年9月末日

北海道行政書士会札幌支部 支部長 酒匂 桂子



目 次

第1章 支部について

1. 支部とは
2. 札幌支部の運営
3. 札幌支部の財源
4. 地区と区

第2章 札幌支部の主な行事について

1. 札幌支部定時総会
2. 札幌旭川小樽三支部合同研修会
3. 札幌支部交流会
4. 札幌支部新春セミナー・新年交礼会

第3章 札幌支部の会員向け業務について

1. 会員への連絡
2. 北海道収入証紙
3. 補助者に関する届出
4. 会報「札幌支部だより（コスモスサブリ）」の発行
5. かわら版の発行
6. 札幌支部研修
7. 受託業務の管理運営
8. 新入会員対象の相談会
9. 札幌支部年間スケジュール

第4章 一般市民向け業務について

1. 無料相談会
2. その他

第5章 監察・綱紀案件について

第6章 その他

1. 北海道行政書士会札幌支部事務局のご案内
2. 任意会のご案内
3. 主な官公署
4. 北海道行政書士会札幌支部のあゆみ

第1章 支部について

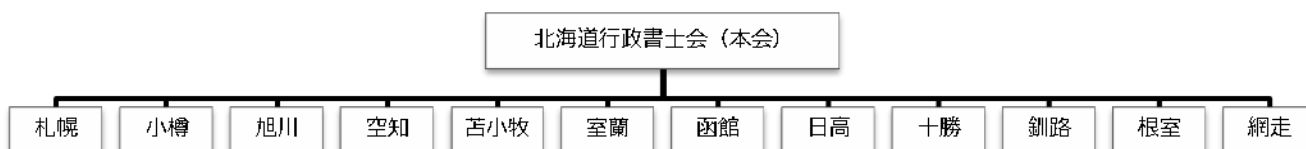
1. 支部とは

Q 「支部」ってなんですか？

A 「支部」は、本会の業務をより細かく運営するために設置されています。

北海道行政書士会（以下「本会」という。）には1800余名の会員がおり、本会だけでは研修会、行政書士制度の啓蒙、会員の交流等をきめ細かく行えません。

そこで、本会と会員との連絡調整の円滑化と業務の改善を図るために北海道行政書士会札幌支部（以下「札幌支部」という。）を含む12支部が設けられています（「北海道行政書士会会則第68条」より）。



北海道行政書士会と全道12支部

本会は、すべての会員に対する業務を執行します。一方、支部は、独立した機関として、支部会員に対する業務に特化しています。

2. 札幌支部の運営

Q 札幌支部は誰が運営しているのですか？

A 札幌支部は、札幌支部定時総会で選任された支部長が札幌支部を代表して運営しています。

札幌支部には札幌支部定時総会（以下「支部総会」という。）で選任された支部長がおり、支部長が札幌支部を代表して札幌支部の業務を統括しています（「北海道行政書士会札幌支部規則第6条」より）。そして、札幌支部には、業務処理及び事業執行のため総務部、財務部、監察広報部、綱紀法務部、業務企画部、および研修部が置かれ（表1参照）、支部長に任命された副支部長、理事、監事が役員として業務を行っています（表2参照）。

支部長の任期は、就任後2回目の定時総会の終結の時までとなっています。また、

支部長に任命される役員の任期も就任後 2 回目の定時総会の終結の時までです。

札幌支部の活動は、札幌支部理事会において、役員が札幌支部会員の代表として審議事項を検討し、承認、否決します。

組織	主な役務
総務部	各会議の運営、各行事の運営 支部規定の整備 北海道行政書士会との連絡
財務部	予算編成、会計、執行状況の集計 北海道収入証紙の販売・管理
監察広報部	監察案件の調査 広報活動 会報の作成
綱紀法務部	綱紀案件の調査 日常業務におけるトラブル回避等の相談
業務企画部	官公庁や各種団体との連携、受託業務の管理運営 会員への業務情報提供 業務セミナーや講演会の企画運営
研修部	支部研修の企画、運営

表 1 各部の主な役務

役員	役割
支部長	支部を代表し、支部の業務を統括する
副支部長	支部長の補佐 支部長に事故ある時はその職務を代理する。支部長が欠けたときはその職務を行う
理事	支部の職務を分掌する
監事	資産及び会計並びに業務執行の状況の監査を行う
相談役	支部の会員で、相当の経験を有する者の中から理事会の承認を得て支部長が委嘱する者
顧問	支部の会員以外の者で支部の業務に関し理解と見識有する者で支部長が理事会に諮り総会の承認を得て委嘱する

表 2 役員と役割

3. 札幌支部の財源

Q 札幌支部を運営するための財源はなんですか？

A 札幌支部は、北海道行政書士会からの一般交付金をはじめとする交付金と北海道収入証紙を販売することによる手数料収入、研修資料代収入等の自主的財源により運営されています。

会員は、月額6,000円（3か月分前払い）を会費として北海道行政書士会に納入することとなっていますが、この会費の中には、札幌支部の会費は含まれていません。過去には、支部としての会費も徴収しておりましたが、現在、札幌支部では、会費の納入を猶予している状態にあり、北海道行政書士会からの交付金と札幌支部独自の活動から生じる自主的財源のみにより運営されています。

4. 地区と区

Q 支部からの FAX の送信者が区長になっていました。区長って誰ですか？

A 区長は、あなたの事務所がある区の連絡担当者です。

連絡調整をより円滑にするため、札幌支部には「札幌支部地区連絡会」という連絡網機関があります。札幌支部地区連絡会では、札幌支部を4地区（北地区、中地区、東地区、南地区）に分割し、さらに各地区には区が設けています（図1参照）。地区および区は、会員の事務所の所在地によって決められます。また、各地区には地区長、各区には区長が置かれています。

特定会員に対する個別の連絡は札幌支部事務局から直接行いますが、札幌支部会員全員向けの連絡は札幌支部事務局→区長→会員という連絡網で行います。この連絡網を「かわら版」と呼びます。かわら版は FAX 等で送信しますので、FAX をお持ちの方で、登録の際に FAX 番号を記載していない方は、ぜひ FAX 番号をお届けください（本会での変更届を行ってください）。

※研修会については、電子メール、FAX、またはハガキにてご案内しています。

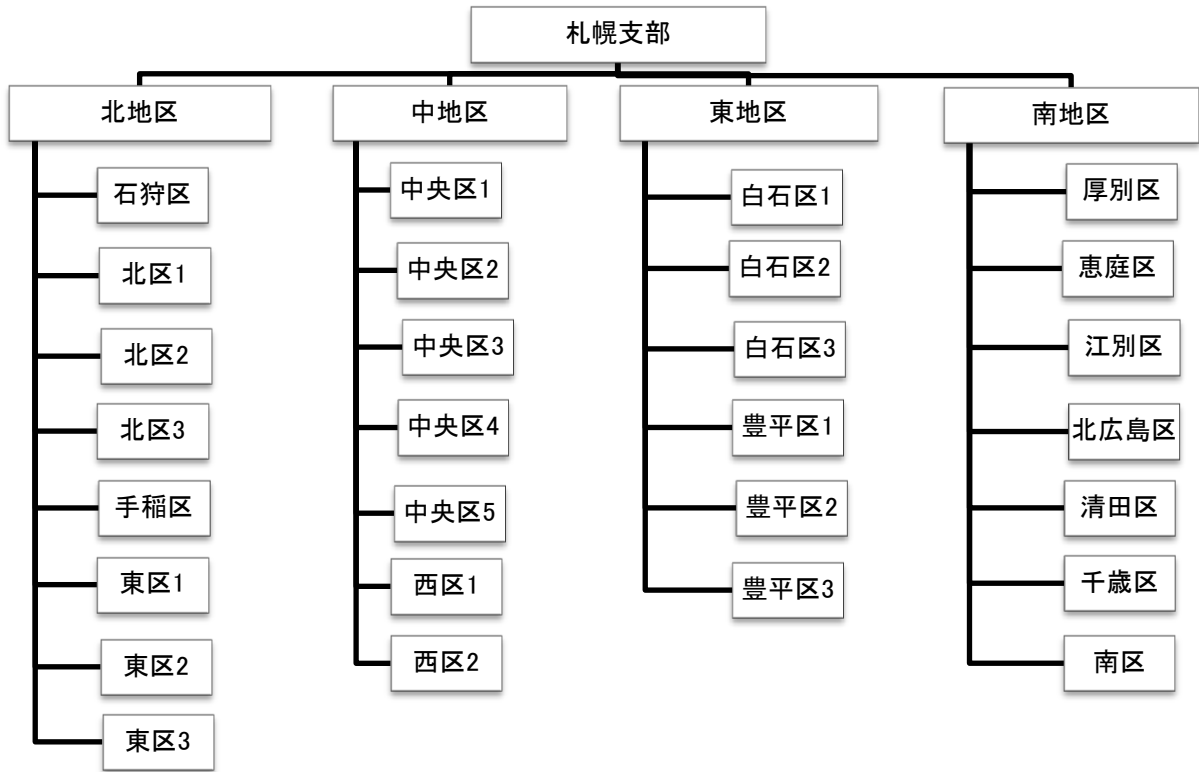


図1 札幌支部地区連絡会区割り

第2章 札幌支部の主な行事について

札幌支部の行事として下記のようなものがあり、札幌支部会員は誰でも参加できます。特に新入会員の方は、先輩行政書士と交流する良い機会になりますので、積極的にご参加ください。また、これら以外の行事が行われることもあります。行事の案内は、会報「札幌支部だより（コスモスサプリ）」及び「かわら版」でいたしますので、ぜひご確認ください。

1. 札幌支部定時総会

札幌支部では、一事業年度に1回、支部総会を開催します(例年5月上旬)。そして、二事業年度に1回、支部総会にて役員改選を実施し、支部長を選出します。

札幌支部会員には、事前に前年度の事業報告書と次年度の事業計画書が送付され、会員はそれらに対する質問や要望を挙げるすることができます。

支部総会では、前年度の事業報告および次年度の事業計画について報告があり、会員からの承認を受けて次年度の事業計画が執行されます。

札幌支部会員は全員、支部総会に出席することができます。また、出席できない場合は、委任状を託すことができます。

加えて、支部総会では、支部総会参加者の中から本会定時総会に派遣する代議員を選出します。

2. 札幌旭川小樽三支部合同研修会

札幌支部では近隣支部との親睦、協力を図るため、旭川支部、小樽支部と合同で研修会を毎年開催しています(例年秋頃)。各支部が3年に1度幹事支部となり、幹事支部の管轄する地域で行います。令和元年度の幹事支部は、小樽支部でした(表3参照)。以下、令和3年度の幹事支部が旭川支部、令和4年度の幹事支部は札幌支部です。

地域性を反映した研修会が開催されたり、普段接することのない他支部の会員と交流できることも札幌旭川小樽三支部合同研修会の魅力の一つです。

年度	幹事支部	研修会場	研修テーマ
平成29年	旭川支部	旭山動物園	動物園の現状と展望
平成30年	札幌支部	北海道庁赤れんが庁舎	北方領土語り部による講演
令和元年	小樽支部	小樽港湾センター	小樽運河今昔物語…雑感

表3 直近3年間の札幌旭川小樽三支部合同研修会開催内容

3. 札幌支部交流会

札幌支部に所属する会員の親睦を深めるために年に1度、札幌支部交流会を開催しています。近年は、札幌市近郊の市町村をバスで訪れるツアーを行っています（表4参照）。ツアー中にはたくさんの催しも企画されており、毎回参加者から好評を得ています。また、札幌支部交流会後には、懇親会も開催されます。

年度	主な行き先
平成29年	千歳ワイナリー～千歳さけの古里館～麒麟ビール千歳工場
平成30年	ユニガーデン～恵庭サッポロビール北海道工場～花ロードえにわ
令和元年	ホテルノルド小樽～日本銀行旧小樽支店～かま栄～田中酒造

表4 直近3年間の札幌支部交流会開催内容

4. 札幌支部新春セミナー・新年交礼会

札幌支部では例年1月上旬に札幌市内のホテルで新年交礼会（新年会）を開催しています。近年は、新年交礼会に先立って札幌支部新春セミナーも開催しています。

札幌支部新春セミナーは業務に役立つ内容を中心としたセミナーで、令和元年度は民事信託についてセミナーを開催しました。

札幌支部新年交礼会は、会員の親睦を目的として開催され、アコーディオンやピアノ演奏など催し物も企画することもあります。令和元年度は札幌交響楽団チェリストであり札幌支部会員でもある荒木均会員によるチェロ演奏とプロマジシャンによるマジックショーを催しました。年の初めに会員の皆さんと新年を祝い、新たな気持ちで一年をスタートする絶好の機会となっています。

第3章 札幌支部の会員向け業務について

1. 会員への連絡

前述の通り、研修の案内は、郵送（ハガキ）、FAX（FAX 番号を登録している会員）またはメール（メールアドレスを登録している会員）で行います。今後、郵送（ハガキ）での連絡を見直し、FAX またはメールでの連絡を促進していきますので、FAX 番号、メールアドレスの登録をお願いいたします。

支部交流会、新年交礼会、その他行事については、後述する会報（札幌支部だより「コスモスサプリ」）および「かわら版」（FAX 番号を登録している会員）にて行います。

2. 北海道収入証紙

札幌支部事務局では、北海道収入証紙を販売しています。北海道収入証紙売り捌き手数料収入は、札幌支部の重要な自主的財源となっていますので、ぜひご利用ください。札幌支部事務局以外にも出張所で購入することができます（表5参照）。札幌支部事務局での購入は、購入希望日前日の15:00までに、電話またはFAXで額面をご連絡ください。出張所で購入される場合は、各出張所へご確認ください。

名称	所在地	電話番号
札幌支部事務局	札幌市中央区北1条西8丁目 丸二羽柴ビル4階	011-271-0773
中央東出張所 (SATO 行政書士法人内)	札幌市東区北5条東8丁目1番33号	011-742-8222
北出張所 (P・R・O 行政書士法人内)	札幌市東区北30条東1丁目2番3号 たばねビル	011-722-2711
厚別出張所 (行政書士鳥井茂事務所内)	札幌市厚別区厚別中央3条1丁目12番 1号	011-891-7014
東出張所 (行政書士法人高橋事務所内)	札幌市東区北30条東1丁目3番2号	011-712-1986

表5 札幌支部北海道収入証紙売り捌き所一覧

3. 補助者に関する届出

補助者の採用届、解職届、記載事項変更届出書、更新申請書の提出先は、札幌支部事務局です。提出に関する詳細は、北海道行政書士会会則施行規則でご確認ください

(表 6 参照)。

なお、会員本人の登録変更等は、本会へ提出してください。

	提出期限	書類等
補助者採用届	採用後 15 日以内	別記様式第 2 号 (2 部) 補助者となる者の履歴書 (写真貼付のもの) 会員の誓約書 補助者の誓約書 住民票の写し 写真 (3 cm × 2.5 cm) (2 枚)
解職届		別記様式第 2 号 (2 部) 補助者証
記載事項変更届		別記様式第 4 号 (2 部) 変更事項を証する書類
更新申請書	有効期間満了日の 20 日前まで (有効期間 3 年)	別記様式第 5 号 (2 部) 補助者証の記載に変更があった場合はその事実を証する書面 写真 (2 枚)

表 6 補助者に関する提出書類

4. 会報「札幌支部だより (コスモスサプリ)」の発行

札幌支部では、年に 4 回 (春夏秋冬) 会報「札幌支部だより (コスモスサプリ)」を発行します。会報は、支部の活動報告やお知らせ、業務情報等が掲載されています。重要な情報が掲載されていますので、ぜひお読みください。

札幌支部だよりには、札幌支部だよりのキャラクター「さっぴよん」も登場します。



さっぴよん

5. かわら版の発行

会報が発行されない期間の行事の案内や札幌支部会員が共有すべき連絡事項は、札幌支部地区連絡会 (「第 1 章 4. 地区と区」参照) を通じて FAX 等にて「かわら版」でお知らせします。

かわら版
第41号

発行 北海道行政書士会札幌支部
発行日 2019.12.10
TEL 011-271-0773 FAX011-271-6126
MAIL gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

恒例になりました札幌支部新春セミナー&新年交歓会、今年のセミナーは家族信託セミナーです。新年交歓会では、慶弔にチャエロのミニ演奏会とマジックショーも予定しています！お楽しみに！セミナーのみ・新年交歓会のみ参加もできます。どうぞお誘いあわせのうえ、ご参加ください。

1 令和2年札幌支部新春セミナー&新年交歓会のご案内

家族信託セミナー「家族信託～活用と委託者・受託者・支援者の心得～」
日 時：令和2年1月10日（金）15：00～16：50
会 場：センチュリーロイヤルホテル 3階 エレガンスホール
講 師：築田真也氏（弁護士・司法書士・行政書士 札幌支部会員）
内 容：第1部 家族信託の概要と活用についての講演（築田氏）
第2部 講師とパネラーによるパネルディスカッション
資料代：500円
新年交歓会 #チャエロのミニ演奏会とマジックショーもあります！
日 時：令和2年1月10日（金）17：00～19：00
会 場：センチュリーロイヤルホテル 3階 ルミナスホール
会 費：5,000円（税・サービス料込み）
札幌のチェリストである前木均会員によるクラシックや映画音楽のミニ演奏会とプロマジシャン やまちゃんマジックショーを予定しています！
申込方法：下記申込書に必要事項をご記入のうえ、札幌支部にFAX願います
☆ お問い合わせ：札幌支部事務局 電話（011-271-0773）
☆ 申込締切：令和2年1月5日（日）必着

注意 令和2年1月6日（月）以降に交歓会をキャンセルした場合、会費をお支払いいただきます

札幌支部新春セミナー・新年交歓会申込書 FAX：011-271-6126

お名前： _____ 会員番号： _____
携帯番号： _____
参加： にレを入れてください 新春セミナー 新年交歓会

2 実務専門講座のご案内 ※お申し込みは札幌支部事務局まで FAXまたはメール

内 容：「法人設立実務講座」～各法人の特徴、顧客への設立提案～
日 時：令和2年 1月17日（金） 17：30～20：30
場 所：北海道行政書士会 研修室
講 師：北海道行政書士会 札幌支部 八重樫 洋平 会員
受講料：3,000円

<おしらせ>FAX等、登録事項に変更が生じた時は本会に変更届を提出しましょう！

かわら版送信者 地区 区区長

かわら版
第43号

発行 北海道行政書士会札幌支部
発行日 2020.8.7
TEL 011-271-0773 FAX011-271-6126
MAIL gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

皆様、いかがお過ごしでしょうか？先日、令和2年度札幌支部定時総会に関して、ご理解とご協力ありがとうございました。新型コロナウイルス感染症の影響で例年とは勝手が違いますが、本年度もどうぞよろしく願いたします。

◆温泉福利厚生プランのご案内
札幌支部会員を対象とした定山溪ホテルの福利厚生プランをご案内いたします。温泉でくつろぎながら、日頃の疲れを癒しませんか。

対象者 北海道行政書士会札幌支部会員とその家族、知人
施設名 定山溪ホテル
住所 北海道札幌市南区定山溪温泉西4丁目340
電話番号 011-598-3390
夕食朝食（バイキング）付き
内容 宿泊料金（消費税込、入湯税別）
（平日 宿泊者4名） 1泊1人6,500円
（休前日 宿泊者4名） 1泊1人7,500円
令和2年9月1日～令和2年9月30日
宿泊期間 電話にて直接ホテルにご予約ください（「北海道行政書士会札幌支部福利厚生利用」とお伝えください）
申込方法
※その他の人数、プランもあります。詳細はホテルへお問合せください。

◆地区長、区長からのご意見・ご要望
例年6月に地区連絡会（定例会）を開催し、地区長、区長と札幌支部に関する意見交換を行っています。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため地区連絡会を不開催とし、地区長及び区長から札幌支部に対するご意見をFAXで伺いました。地区長、区長から頂いたご意見・メッセージをご報告いたします。ご意見、メッセージ、ありがとうございます。

今年はずっと頑張るしかないです。
色々なイベント等は少なくなりました。

まだ油断のできないコロナの2波感染の恐れの日々に厳しい業務の日々に働かれています。支部長はじめ執行部の方々に心から敬意を申し上げます。

コロナウイルス感染禍の折、留意されるように。

今年、はコロナで大変な年になりましたが、事務局の方々は元気でしょか。ご自愛下さいませ。

※原文のまま掲載しています

◆札幌支部事務局お休みのお知らせ
お盆休み 令和2年8月13日（木）～17日（月）
※この期間は、北海道収入証紙の売り置きが出来ませんので、ご注意ください。

かわら版送信者 地区 区区長

6. 札幌支部研修

本会が行う研修の他に、札幌支部が主催する研修があります。

本会では、主に、法律で定められた研修や機関設置に伴い開催が定められた研修、それに会員の知識向上を目指す研修を行っています。

他方、札幌支部では、実務に則した基礎から学べる「実務専門講座」や、法改正への速やかな対応を目的とした研修及びニーズが高まっている業務に関する研修を「一般研修」として実施しています（表7参照）。

本会と支部どちらの研修も、実務を行っていくにあたり必要不可欠な知識が習得できるという点は共通していますが、前者は毎年度ほぼ同じカリキュラムで進められる基礎的要素が強い内容であるのに対し、後者は、前述の通り、時世や会員のニーズを汲み取り、柔軟にテーマを設定していることが特長といえます。

札幌支部会員でしたら、本会の研修と支部の研修のどちらの研修にも参加できます。ただし、申込先が違いますので、お間違いにならないようご注意ください。

札幌支部の研修		本会の研修	
一般研修	自動車登録の基礎	法定研修	新入会員研修※
	行政書士コンプライアンス		総合法学講座
	登録基礎復習		特定行政書士
	在留資格の概略・実例	法定外研修	A D R
	民事信託（ハット信託 [®] 含む）		成年後見
	キャリアアップシステム※中止	一般研修	入管法
	任意後見契約※中止		改正貨物自動車運送事業法
特別研修	法改正や時流にあわせた業務、コンサルタント業務等の検討		農地法
実務専門講座	入管業務の基礎	※本会の研修は、新入会員研修を受講した後でなければ、それ以外の研修を受講することができません。	
	就労系在留資格		
	涉外戸籍の基礎と国際結婚の手続		
	永住許可と帰化許可申請		
	相続手続		
	建設業関係		
	法人設立		
	個人事業主の会計記帳		
	契約書※中止		
	民泊（在宅宿泊事業）※中止		
	止		

表 7 令和元年度のおもな研修内容

7. 受託業務の管理運営

本会は、北海道から建設業者の経営規模等評価申請書類の形式審査業務、また北海道運輸局から自動車登録の登録相談窓口業務を受託しており、道内各地で本会会員が業務に従事しています。札幌支部でも数十名の会員が、一定の研修や考査を受け、窓口となる官公庁で書類の審査や相談業務を行っています。

札幌支部では、本会への協力として各受託業務に従事する札幌支部会員のとりまとめや配置等の管理運営のほか、業務に従事する支部会員へのサポートとして支部独自のスキルアップ研修や勉強会を開催しています。

また、札幌支部独自事業として、NTTタウンページ株式会社から札幌市の住宅宿泊事業総合窓口運営管理業務の一部を受託し、相談員の募集、研修実施、会員の派遣等の管理運営を行っています。

本会及び支部の受託業務に従事する会員募集は支部 HP、メールなどでご案内してい

ます。

8. 新入会員対象の相談会

入会3年以内の会員を対象とした相談会を実施しています。相談内容は、事務所経営と業務支援全般についてとなっております。「どのように営業をすればよいか分からない」、「この業務を専門に行いたいのだが、どのような勉強をすればよいのか」などといったお悩みがある新入会員はご相談ください。

※依頼を受けた個別具体的な業務に関する相談は、本会のメンター制度をご利用ください。

開催日時 毎月最終木曜日 午後3時～午後5時

相談申込方法 申込用紙に必要事項をご記入の上、札幌支部事務局に提出
申込用紙については札幌支部事務局（TEL 011-271-0773）に電話

9. 札幌支部年間スケジュール

札幌支部の年間スケジュールは年度ごとに変わります。ここでは例として令和元年度の札幌支部年間スケジュールを掲載します。

4月	期末監査
5月	札幌支部定時総会
6月	
7月	
8月	実務専門講座スタート（3月まで随時）
9月	旭川小樽札幌三支部合同研修会
10月	札幌支部交流会 中間監査 広報月間
11月	〈一般研修〉自動車登録の基礎／コンプライアンス
12月	〈一般研修〉登録基礎復習
1月	新年交礼会

2月	行政書士記念日広報活動 〈一般研修〉在留資格の概略・実例／民事信託（ ^ハ ット信託 [®] 含む）
3月	〈一般研修〉建設キャリアアップ [®] システム情報登録／任意後見契約※中止

第4章 一般市民向け業務について

1. 無料相談会

広報活動の一環として、札幌支部では、毎月第3水曜日に一般市民を対象にした無料相談会を実施しています。相談を希望する方は、事前に支部へ申し込みをしていただきます。主な相談内容は、遺言、離婚、契約書、相続、会社設立などとなっています。

2. その他

札幌支部では、広報活動の一環として、イベントに参加したり、各機関の要請に基づいて説明会や相談会を開催したりしています。

また、毎年2月22日の行政書士記念日に合わせてセミナーの開催やCM放映、広告の掲載などの広報活動を行います。

第5章 監察・綱紀案件について

監察案件とは、行政書士でない者が、行政書士法に定める独占業務を行うこと等により行政書士法違反を犯す行為のことであり、それらの事案について予防、調査、取締りを行います。また、毎年10月に行う広報月間は、行政書士制度の広報だけではなく、行政書士法違反を排除することも目的として活動しています。

綱紀案件とは、北海道行政書士会員が行った行政書士法10条違反や他士業法違反を中心に、道民や市民からの会員に対する苦情等の事案のことであり、それらについて対応します。着手金を受領しているにもかかわらず業務に着手していない、業務を放置したまま連絡が取れない、ホームページやSNSの掲載内容に問題があるなどの苦情があります。

第6章 その他

1. 北海道行政書士会札幌支部事務局のご案内

【札幌支部事務局住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス】

〒060-0001 札幌市中央区北1条西8丁目丸二羽柴ビル4階

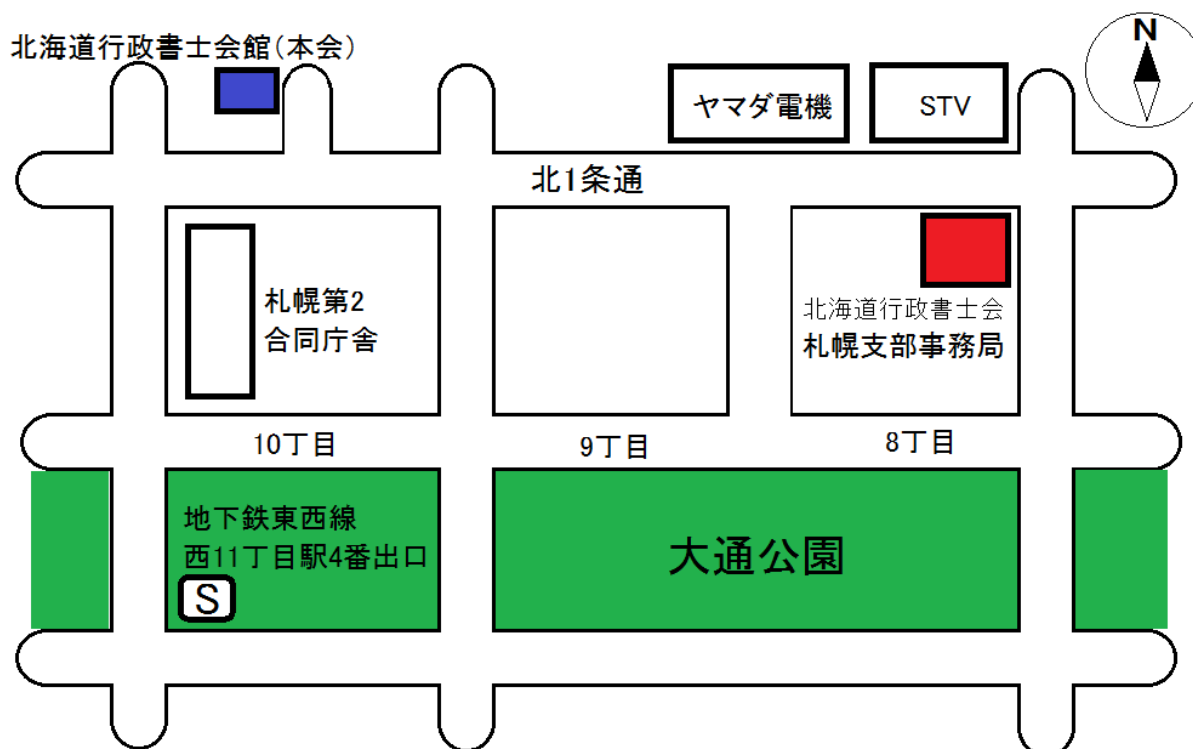
TEL 011-271-0773

FAX 011-271-6126

Mail gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

【業務時間】 9：00～17：00（平日）

【案内図】



【最寄りの交通機関】

JRバス	北1条西7丁目下車	徒歩1分
地下鉄東西線	西11丁目駅下車	徒歩7分
地下鉄南北線	大通駅下車	徒歩9分

2. 任意会のご案内

札幌支部管内には、有志が集う様々な趣旨を持った任意会があります。勉強会の開催やイベントの開催など、それぞれの任意会が特色を持った活動を行っています。

任意会	代表者名	電話	FAX
法友会	村田 菊男	011-261-3900	011-261-4600
北海道女性行政書士の会	赤塚 明美	011-669-2551	
水曜会	板垣 俊夫	011-702-0888 (担当 菊地 利夫)	
北海道建設関係行政書士協議会	板垣 俊夫	011-374-4127	

(順不同)

3. 主な官公署

	住所	電話番号	FAX
石狩振興局産業振興部 建設指導課	060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 6F	011-231-4111 (内線 34-461)	011-232-1022
石狩振興局産業振興部 商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 6F	011-231-4111 (内線 34-411)	
石狩振興局保健環境部 環境生活課	060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 5F	011-231-4111 (内線 34-361)	011-232-1156
北海道警察本部	060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	011-251-0110	
札幌方面中央警察署	060-0001 札幌市中央区北 1 条西 5 丁目 4	011-242-0110	
札幌方面東警察署	065-0016 札幌市東区北 16 条東 1 丁目 3-15	011-704-0110	
札幌方面西警察署	063-0032 札幌市西区西野 2 条 5 丁目 3-60	011-666-0110	
札幌方面南警察署	064-0929 札幌市中央区南 29 条西 11 丁目 1-1	011-552-0110	
札幌方面北警察署	001-0024 札幌市北区北 24 条西 8 丁目 2-20	011-727-0110	
札幌方面豊平警察署	062-0907 札幌市豊平区豊平 7 条 13 丁目 1-15	011-813-0110	
札幌方面白石警察署	003-0803 札幌市白石区菊水 3 条 5 丁目 4-2	011-814-0110	
札幌方面厚別警察署	004-0052 札幌市厚別区厚別中央 2 条 4 丁目 5-20	011-896-0110	
札幌方面手稲警察署	006-0011 札幌市手稲区富丘 1 条 4 丁目 3-1	011-686-0110	

札幌方面千歳警察署	066-0042	千歳市東雲町 5 丁目 61 番地	0123-42-0110	
札幌方面江別警察署	067-0073	江別市弥生町 23 番地	011-382-0110	
北海道運輸局札幌運輸支局 (登録担当)	065-0028	札幌市東区北 28 条東 1 丁目	050-5540-2001	
札幌地区軽自動車協会	001-0925	札幌市北区新川 5 条 20 丁目 1-20	011-768-3955	011-768-4188
札幌市役所	060-8611	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	011-211-2111	
札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課	060-8611	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 13 階	011-211-2927	011-218-5105
札幌市農業委員会	060-8611	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階	011-211-3636	011-218-5132
札幌市中央区役所	060-8612	札幌市中央区南 3 条西 11 丁目 330-2	011-231-2400	
札幌市東区役所	065-8612	札幌市東区北 11 条東 7 丁目 1-1	011-741-2400	
札幌市西区役所	063-8612	札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-1	011-641-2400	
札幌市南区役所	005-8612	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 2-1	011-582-2400	
札幌市北区役所	001-8612	札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1-1	011-757-2400	
札幌市豊平区役所	062-8612	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目 1-1	011-822-2400	
札幌市白石区役所	003-8612	札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8-1	011-861-2400	
札幌市手稲区役所	006-8612	札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1-10	011-681-2400	
札幌市清田区役所	004-8613	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 2-1	011-889-2400	
札幌市厚別区役所	004-8612	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3-2	011-895-2400	
千歳市役所	066-8686	千歳市東雲町 2 丁目 34	0123-24-3131	
恵庭市役所	061-1498	恵庭市京町 1	0123-33-3131	0123-33-3137
北広島市役所	061-1192	北広島市中央 4 丁目 2-1	011-372-3311	
石狩市役所	061-3292	石狩市花川北 6 条 1 丁目 30-2	0133-72-3111	0133-75-2275
江別市役所	067-8674	江別市高砂町 6	011-382-4141	011-381-1070
当別町役場	061-0292	石狩郡当別町白樺町 58-9	0133-23-2330	0133-23-3206
札幌商工会議所	060-0001	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター	011-231-1076 総務部総務課	
札幌大通公証役場	060-0042	札幌市中央区大通西 4 丁目 道銀ビル 10 階	011-241-4267	011-241-4269
中公証役場	060-0042	札幌市中央区大通西 11 丁目 4-63 登記センタービル 5 階	011-271-4977	011-281-0278
法務省札幌出入国在留管理 局(審査部門)	060-0042	札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第三合同庁舎	011-261-9658	
札幌法務局戸籍課	060-0808	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第一合同庁舎 1 階	011-709-2311	

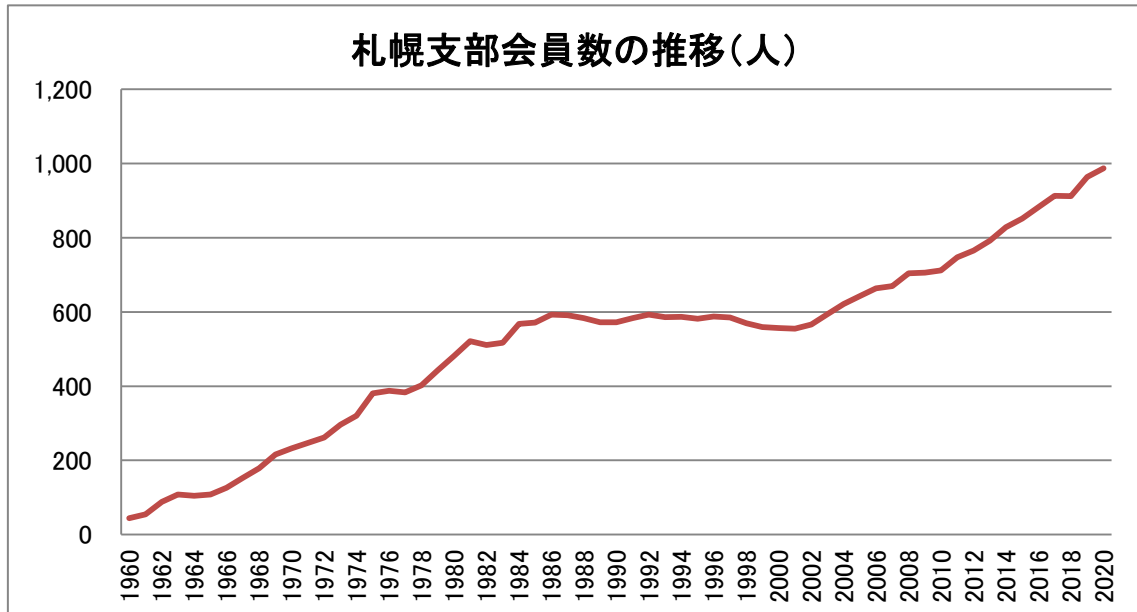
(順不同)

4. 北海道行政書士会札幌支部のあゆみ

- 1960年（昭和35年） 北海道行政書士会札幌支部設立
初代支部長 森口 松太郎（会員数44名）
（事務局 森口松太郎事務所内）
- 1971年（昭和46年） 第2代支部長 野崎 幸（会員数247名）
- 1975年（昭和50年） 第3代支部長 佐々木 四郎（会員数381名）
- 1979年（昭和54年） 第4代支部長 伊藤 正敏（会員数443名）
事務局を札幌市中央区北1条西19丁目に移転
- 1981年（昭和56年） 会員数500名突破
事務局を札幌市中央区北1条西8丁目丸二羽柴ビルに移転
- 1983年（昭和58年） 第5代支部長 後平 邦彰（会員数517名）
- 1987年（昭和62年） 第6代支部長 佐藤 良雄（会員数591名）
- 1991年（平成3年） 第7代支部長 宇野 雄一郎（会員数583名）
- 1993年（平成5年） 第8代支部長 米田 俱實（会員数586名）
- 1995年（平成7年） 第9代支部長 小野 廣（会員数582名）
- 1996年（平成8年） 北一条通り道路拡幅工事のため、事務局を札幌市中央区南2条西10丁目ジムテル210 5階に一時移転（7月～12月）
- 1999年（平成11年） 第10代支部長 板垣 俊夫（会員数559名）
- 2003年（平成15年） 第11代支部長 篠原 賢吾（会員数594名）
- 2009年（平成21年） 第12代支部長 宮元 仁（会員数706名）
- 2013年（平成25年） 第13代支部長 荒木 徹（会員数792名）

2017年（平成29年） 第14代支部長 酒匂 桂子（会員数913名）

2020年（令和2年） 会員数1,000名突破



お役立ちハンドブック

平成 30 年 3 月 1 日 発行

令和 2 年 10 月 1 日 改訂

発行者 酒匂 桂子

編集 野口 哲郎 橋本 奈津子 浦野 郁美 紺野 裕和
山本 淳一 佐藤 朋子 篠原 董 佐藤 友彦

発行所 北海道行政書士会札幌支部事務局

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 8 丁目丸二羽柴ビル 4F

電話 011-271-0773

本書からの複写・転載（電子化を含む）する際は、必ず出典名として本書タイトル「北海道行政書士会札幌支部お役立ちハンドブック」を明記してください。

